

公開用

令和3年第4回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和3年11月29日提出

目 次

議案第 97 号	令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 8 号) -----	1
議案第 98 号	令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 9 号) -----	27
議案第 99 号	令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 3 号) -----	55
議案第 100 号	茅ヶ崎市工場立地に関する準則を定め る条例 -----	70
議案第 101 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	72
議案第 102 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	74
議案第 103 号	茅ヶ崎市職員定数条例等の一部を改正 する条例 -----	75
議案第 104 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する 条例 -----	76
議案第 105 号	茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例及び茅ヶ崎市家庭的保育事 業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例 -----	80
議案第 106 号	茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正 する条例 -----	84
議案第 107 号	茅ヶ崎市道路占用料徴収条例等の一部 を改正する条例 -----	85

議案第 108 号	茅ヶ崎市雨水貯留浸透施設に係る標識 の設置に関する条例の一部を改正する 条例 -----	9 7
議案第 109 号	固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて -----	9 8
議案第 110 号	指定管理者の指定について -----	1 0 1
議案第 111 号	指定管理者の指定について -----	1 0 2
議案第 112 号	指定管理者の指定について -----	1 0 3
議案第 113 号	指定管理者の指定について -----	1 0 4
議案第 114 号	訴えの提起について -----	1 0 5
議案第 115 号	公の施設の区域外設置に関する協議に ついて -----	1 0 6
議案第116号の1	市道路線の認定について -----	1 1 0
議案第116号の2	市道路線の認定について -----	1 1 3
議案第116号の3	市道路線の認定について -----	1 1 6
議案第116号の4	市道路線の認定について -----	1 1 9
議案第116号の5	市道路線の認定について -----	1 2 2
議案第116号の6	市道路線の認定について -----	1 2 5
報告第 1 9 号	専決処分の報告について -----	1 2 8
報告第 2 0 号	専決処分の報告について -----	1 2 9

令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,187,322 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,565,201 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 3 年 11 月 29 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		14,714,493	5,405,239	20,119,732
	1 国庫負担金	11,773,000	566,826	12,339,826
	2 国庫補助金	2,888,379	4,838,413	7,726,792
16 県支出金		6,071,906	3,400	6,075,306
	2 県補助金	1,248,323	3,400	1,251,723
19 繰入金		711,373	△83,185	628,188
	1 基金繰入金	711,219	△83,185	628,034
20 繰越金		4,129,944	19,468	4,149,412
	1 繰越金	4,129,944	19,468	4,149,412
22 市債		5,604,100	△157,600	5,446,500
	1 市債	5,604,100	△157,600	5,446,500
歳 入 合 計		78,377,879	5,187,322	83,565,201

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,939,300	11,764	10,951,064
	1 総務管理費	9,077,901	11,764	9,089,665
3 民生費		35,942,369	3,641,977	39,584,346
	2 児童福祉費	16,680,892	3,641,977	20,322,869
4 衛生費		9,517,797	1,394,061	10,911,858
	1 保健衛生費	5,444,032	1,651,468	7,095,500
	2 清掃費	4,073,765	△257,407	3,816,358
10 教育費		5,894,720	139,520	6,034,240
	1 教育総務費	1,012,851	48,415	1,061,266
	2 小学校費	1,667,602	61,328	1,728,930
	3 中学校費	773,277	29,777	803,054
歳 出 合 計		78,377,879	5,187,322	83,565,201

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
4 衛 生 費	2 清 掃 費	粗大ごみ処理施設 整備事業	503,398	令和2年度	46,754	956,941	令和2年度	46,754
				令和3年度	456,644		令和3年度	199,237
							令和4年度	710,950

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	職員給与費	32,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,310,922
	2 清掃費	粗大ごみ処理施設整備事業	1,249

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
旧焼却炉基礎解体工事監理業務委託経費	令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 13,951

第 5 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
粗 大 ご み 処 理 施 設 整 備 事 業	277,000	119,400
計	5,604,100	5,446,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	14,714,493	5,405,239	20,119,732
16 県支出金	6,071,906	3,400	6,075,306
19 繰入金	711,373	△83,185	628,188
20 繰越金	4,129,944	19,468	4,149,412
22 市債	5,604,100	△157,600	5,446,500
歳 入 合 計	78,377,879	5,187,322	83,565,201

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	10,939,300	11,764	10,951,064
3 民生費	35,942,369	3,641,977	39,584,346
4 衛生費	9,517,797	1,394,061	10,911,858
10 教育費	5,894,720	139,520	6,034,240
歳 出 合 計	78,377,879	5,187,322	83,565,201

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財源	一般財源
国県支出金	地方債	その他	
11,764	0	0	0
3,641,977	0	0	0
1,615,378	△157,600	△83,185	19,468
139,520	0	0	0
5,408,639	△157,600	△83,185	19,468

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	14,714,493	5,405,239	20,119,732
1 国庫負担金	11,773,000	566,826	12,339,826
2 衛生費国庫負担金	166,027	566,826	732,853
2 国庫補助金	2,888,379	4,838,413	7,726,792
1 総務費国庫補助金	328,323	11,764	340,087
2 民生費国庫補助金	1,331,464	3,641,977	4,973,441
3 衛生費国庫補助金	578,049	1,045,152	1,623,201
7 教育費国庫補助金	183,539	139,520	323,059
16 県支出金	6,071,906	3,400	6,075,306
2 県補助金	1,248,323	3,400	1,251,723
3 衛生費県補助金	269,639	3,400	273,039

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	566,826	6 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	566,826
3 地方創生臨時交付金	11,764	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	11,764
2 児童福祉費補助金	3,641,977	14 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金（10／10）	3,600,000
		15 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金（10／10）	41,977
1 保健衛生費補助金	1,082,266	8 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	1,082,266
2 清掃費補助金	△37,114	1 廃棄物処理施設整備交付金（1／3）	△37,114
2 小学校費補助金	1,750	7 学校保健特別対策事業費補助金	1,750
3 中学校費補助金	1,050	5 学校保健特別対策事業費補助金	1,050
5 地方創生臨時交付金	136,720	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	136,720
1 保健衛生費補助金	3,400	10 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）	3,400

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	711, 373	△83, 185	628, 188
1 基金繰入金	711, 219	△83, 185	628, 034
9 ごみ減量化・資源化基金繰入金	368, 257	△83, 185	285, 072
20 繰越金	4, 129, 944	19, 468	4, 149, 412
1 繰越金	4, 129, 944	19, 468	4, 149, 412
1 繰越金	4, 129, 944	19, 468	4, 149, 412
22 市債	5, 604, 100	△157, 600	5, 446, 500
1 市債	5, 604, 100	△157, 600	5, 446, 500
2 衛生債	314, 600	△157, 600	157, 000
歳 入 合 計	78, 377, 879	5, 187, 322	83, 565, 201

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	△83,185	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	△83,185
1 前年度繰越金	19,468	1 前年度繰越金	19,468
2 清掃債	△157,600	2 粗大ごみ処理施設整備事業債	△157,600

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	10,939,300	11,764	10,951,064		
1 総務管理費	9,077,901	11,764	9,089,665		
7 企画費	873,400	11,764	885,164	国庫支出金	11,764
3 民生費	35,942,369	3,641,977	39,584,346		
2 児童福祉費	16,680,892	3,641,977	20,322,869		
1 児童福祉総務費	4,624,395	1,488	4,625,883	国庫支出金	1,488
2 児童保育費	10,866,375	3,640,489	14,506,864	国庫支出金	3,640,489
4 衛生費	9,517,797	1,394,061	10,911,858		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 備品購入費	11,764	90 新型コロナウイルス感染症対策事業費	11,764
3 職員手当等	1,488	10 職員給与費	1,488
6 時間外勤務手当	1,488		
1 報酬	1,400	110 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費	3,640,489
4 共済費	9	1 子育て世帯への臨時特別給付金	3,600,000
9 旅費	96	2 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費	40,489
1 費用弁償	96		
11 需用費	828		
1 消耗品費	300		
4 印刷製本費	528		
12 役務費	8,456		
1 通信運搬費	4,496		
3 手数料	3,960		
13 委託料	29,700		
19 負担金補助及び交付金	3,600,000		

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
1	保健衛生費	5,444,032	1,651,468	7,095,500		
	1 保健衛生総務費	3,273,964	48,000	3,321,964	国庫支出金	48,000
	2 予防費	1,047,932	1,601,092	2,649,024	国庫支出金	1,601,092
	7 保健所費	70,335	2,376	72,711	県支出金	3,400
					一般財源	△1,024
2	清掃費	4,073,765	△257,407	3,816,358		
	2 じんかい処理費	2,561,496	△257,407	2,304,089	国庫支出金	△37,114
					地 方 債	△157,600
					そ の 他	△83,185
					一般財源	20,492
10	教育費	5,894,720	139,520	6,034,240		
	1 教育総務費	1,012,851	48,415	1,061,266		
	2 事務局費	1,006,313	48,415	1,054,728	国庫支出金	48,415

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	48,000	10 職員給与費 48,000
6 時間外勤務手当	48,000	
1 報酬	5,000	10 予防接種事業費 1,601,092
		4 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 1,601,092
8 報償費	171,334	
11 需用費	10,500	
1 消耗品費	10,500	
12 役務費	28,340	
1 通信運搬費	28,340	
13 委託料	1,385,918	
12 役務費	2,376	10 保健所管理運営経費 2,376
1 通信運搬費	2,376	
15 工事請負費	△257,407	110 粗大ごみ処理施設整備事業費 △257,407
11 需用費	10,165	60 学校教育指導関係経費 48,415
1 消耗品費	1,356	2 教育情報ネットワーク事業費 48,415
4 印刷製本費	8,809	

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		2 小学校費	1,667,602	61,328	1,728,930		
		1 学校管理費	1,337,631	3,500	1,341,131	国庫支出金	3,500
		2 教育振興費	329,971	57,828	387,799	国庫支出金	57,828
		3 中学校費	773,277	29,777	803,054		
		1 学校管理費	590,667	2,100	592,767	国庫支出金	2,100
		2 教育振興費	182,610	27,677	210,287	国庫支出金	27,677
		歳 出 合 計	78,377,879	5,187,322	83,565,201		

教育費

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	38,250		
11 需用費	3,500	130 新型コロナウイルス感染症対策事業費	3,500
1 消耗品費	3,500		
11 需用費	9,120	50 情報機器配備運営経費	57,828
1 消耗品費	9,120		
18 備品購入費	48,708		
11 需用費	2,100	130 新型コロナウイルス感染症対策事業費	2,100
1 消耗品費	2,100		
11 需用費	6,480	50 情報機器配備運営経費	27,677
1 消耗品費	6,480		
18 備品購入費	21,197		

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1,537 (1,433)	1,066,151	5,348,535	12,233,432	2,238,322	14,471,754	
補 正 前	1,537 (1,424)	1,059,751	5,299,047	12,177,544	2,238,313	14,415,857	
比 較	0 (9)	6,400	49,488	55,888	9	55,897	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)					
	補 正 後	671,724					
	補 正 前	622,236					
	比 較	49,488					

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員(本年度43人、前年度28人)を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5,177,858	10,996,604	13,109,757	
補 正 前	5,128,370	10,947,116	13,060,269	
比 較	49,488	49,488	49,488	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)		
	補 正 後	671,724		
	補 正 前	622,236		
	比 較	49,488		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,348)	1,066,151	1,236,828	125,169	1,361,997	
補 正 前	(1,339)	1,059,751	1,230,428	125,160	1,355,588	
比 較	(9)	6,400	6,400	9	6,409	

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

※期末勤勉手当については、期末手当のみ支給されます。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	49,488	その他の増減分 49,488	時間外勤務手当 49,488 千円	

継 続 費 に

款	項	事 業 名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内			一 般 財 源
					特 定 財 源			
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	2 清掃費	粗大ごみ処理 施設整備事業	令和 2	千円 46,754	千円 14,755	千円 19,600	千円 0	千円 12,399
			3	199,237	19,691	110,700	48,353	20,493
			4	710,950	51,544	114,700	3,119	541,587
			計	956,941	85,990	245,000	51,472	574,479

関 する 調 書

前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 進 する 率
千円	千円 38,720	千円	千円 38,720	千円	% 4.0
		207,271	207,271		21.7
				710,950	74.3
	38,720	207,271	245,991	710,950	100.0

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) の 額	
		期 間	金 額
旧焼却炉基礎解体工事監理業務委託経費	千円 13,951		千円

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 13,951	千円	千円 10,400	千円	千円 3,551

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	37,290,024	2,967,000	△ 157,600	2,809,400	37,874,208	37,716,608
(3) 衛 生	3,157,890	320,600	△ 157,600	163,000	3,208,475	3,050,875
合 計	66,056,384	6,392,000	△ 157,600	6,234,400	67,504,617	67,347,017

令和3年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,036,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		1, 980, 600	104, 448	2, 085, 048
	1 地方交付税	1, 980, 600	104, 448	2, 085, 048
15 国庫支出金		20, 119, 732	101, 158	20, 220, 890
	1 国庫負担金	12, 339, 826	85, 088	12, 424, 914
	2 国庫補助金	7, 726, 792	16, 070	7, 742, 862
16 県支出金		6, 075, 306	103, 074	6, 178, 380
	1 県負担金	4, 339, 482	26, 607	4, 366, 089
	2 県補助金	1, 251, 723	76, 467	1, 328, 190
18 寄附金		146, 084	3, 181	149, 265
	1 寄附金	146, 084	3, 181	149, 265
19 繰入金		628, 188	3, 073	631, 261
	1 基金繰入金	628, 034	3, 073	631, 107
20 繰越金		4, 149, 412	△320, 197	3, 829, 215
	1 繰越金	4, 149, 412	△320, 197	3, 829, 215
22 市債		5, 446, 500	476, 953	5, 923, 453
	1 市債	5, 446, 500	476, 953	5, 923, 453
歳 入 合 計		83, 565, 201	471, 690	84, 036, 891

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,951,064	23,323	10,974,387
	1 総務管理費	9,089,665	23,323	9,112,988
3 民生費		39,584,346	136,800	39,721,146
	1 社会福祉費	14,974,172	119,877	15,094,049
	2 児童福祉費	20,322,869	16,923	20,339,792
4 衛生費		10,911,858	139,108	11,050,966
	1 保健衛生費	7,095,500	138,144	7,233,644
	2 清掃費	3,816,358	964	3,817,322
8 土木費		5,255,967	34,491	5,290,458
	2 道路橋りょう費	972,410	3,622	976,032
	4 都市計画費	3,065,088	30,848	3,095,936
	5 住宅費	284,939	21	284,960
9 消防費		2,531,914	153	2,532,067
	1 消防費	2,531,914	153	2,532,067
10 教育費		6,034,240	137,815	6,172,055
	1 教育総務費	1,061,266	130	1,061,396
	2 小学校費	1,728,930	△10,209	1,718,721
	3 中学校費	803,054	3,612	806,666
	5 社会教育費	1,891,220	144,282	2,035,502
歳 出 合 計		83,565,201	471,690	84,036,891

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	市営プール管理運営事業	25,135
10 教育費	5 社会教育費	(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業	184,316

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
電子契約サービス使用料	令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 377
ふるさと納税業務委託経費	令和3年度 ┆ 令和4年度	寄附金額に応じた諸経費にかかる金額
市民意識調査委託経費	令和3年度 ┆ 令和4年度	1,199
公共施設産業廃棄物処理業務委託経費（市長部局）	令和3年度 ┆ 令和4年度	14,471
公共施設産業廃棄物処理業務委託経費（教育委員会）	令和3年度 ┆ 令和4年度	17,551
文化資料館収蔵資料等引越業務委託経費	令和4年度	17,890

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
殿山水泳プール整備事業		18,800	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。 ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
計	5,446,500	5,923,453			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
香 川 駅 周 辺 整 備 事 業	2,600	7,700
(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業	557,100	656,900
臨 時 財 政 対 策 債	3,425,000	3,778,253
計	5,446,500	5,923,453

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税	1,980,600	104,448	2,085,048
15 国庫支出金	20,119,732	101,158	20,220,890
16 県支出金	6,075,306	103,074	6,178,380
18 寄附金	146,084	3,181	149,265
19 繰入金	628,188	3,073	631,261
20 繰越金	4,149,412	△320,197	3,829,215
22 市債	5,446,500	476,953	5,923,453
歳 入 合 計	83,565,201	471,690	84,036,891

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	10,951,064	23,323	10,974,387
3 民生費	39,584,346	136,800	39,721,146
4 衛生費	10,911,858	139,108	11,050,966
8 土木費	5,255,967	34,491	5,290,458
9 消防費	2,531,914	153	2,532,067
10 教育費	6,034,240	137,815	6,172,055
歳 出 合 計	83,565,201	471,690	84,036,891

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	3,181	20,142
105,360	0	0	31,440
105,469	0	3,073	30,566
0	23,900	0	10,591
0	0	0	153
△6,597	99,800	0	44,612
204,232	123,700	6,254	137,504

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税	1,980,600	104,448	2,085,048
1 地方交付税	1,980,600	104,448	2,085,048
1 地方交付税	1,980,600	104,448	2,085,048
15 国庫支出金	20,119,732	101,158	20,220,890
1 国庫負担金	12,339,826	85,088	12,424,914
1 民生費国庫負担金	11,606,973	53,214	11,660,187
2 衛生費国庫負担金	732,853	31,874	764,727
2 国庫補助金	7,726,792	16,070	7,742,862
2 民生費国庫補助金	4,973,441	22,667	4,996,108
7 教育費国庫補助金	323,059	△6,597	316,462
16 県支出金	6,075,306	103,074	6,178,380
1 県負担金	4,339,482	26,607	4,366,089
1 民生費県負担金	4,108,543	26,607	4,135,150
2 県補助金	1,251,723	76,467	1,328,190

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	104,448	1 普通交付税	104,448
1 社会福祉費負担金	53,214	6 障害児入所給付費等負担金 (1 / 2)	53,214
1 保健衛生費負担金	31,874	3 感染症発生動向調査事業費負担金 (1 / 2)	31,874
1 社会福祉費補助金	5,744	1 市町村地域生活支援事業補助金 (1 / 2)	5,744
2 児童福祉費補助金	16,923	13 子ども・子育て支援事業費補助金 (10 / 10)	16,923
5 地方創生臨時交付金	△6,597	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△6,597
1 社会福祉費負担金	26,607	5 障害児施設措置費 (給付費等) 負担金 (1 / 4)	26,607

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	2	民生費県補助金	881,978	2,872	884,850
	3	衛生費県補助金	273,039	73,595	346,634
18	寄附金		146,084	3,181	149,265
	1	寄附金	146,084	3,181	149,265
	2	総務費寄附金	112,653	3,181	115,834
19	繰入金		628,188	3,073	631,261
	1	基金繰入金	628,034	3,073	631,107
	1	ふるさと基金繰入金	83,233	3,073	86,306
20	繰越金		4,149,412	△320,197	3,829,215
	1	繰越金	4,149,412	△320,197	3,829,215
	1	繰越金	4,149,412	△320,197	3,829,215
22	市債		5,446,500	476,953	5,923,453
	1	市債	5,446,500	476,953	5,923,453
	4	土木債	568,400	23,900	592,300
	6	教育債	1,107,500	99,800	1,207,300
	7	臨時財政対策債	3,425,000	353,253	3,778,253
歳 入 合 計			83,565,201	471,690	84,036,891

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	2,872	5 市町村地域生活支援事業補助金 (1 / 4)	2,872
1 保健衛生費補助金	73,595	10 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (医療分)	73,595
1 総務費指定寄附金	3,181	1 ふるさと基金寄附金 3 市民活動推進基金寄附金	3,073 108
1 ふるさと基金繰入金	3,073	1 ふるさと基金繰入金	3,073
1 前年度繰越金	△320,197	1 前年度繰越金	△320,197
3 都市計画債	23,900	9 香川駅周辺整備事業債 11 殿山水泳プール整備事業債	5,100 18,800
3 社会教育債	99,800	1 (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業債	99,800
1 臨時財政対策債	353,253	1 臨時財政対策債	353,253

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	10,951,064	23,323	10,974,387		
1 総務管理費	9,089,665	23,323	9,112,988		
1 一般管理費	2,947,615	15,534	2,963,149	一般財源	15,534
4 財政管理費	3,284,919	3,073	3,287,992	そ の 他	3,073
6 財産管理費	346,750	80	346,830	一般財源	80
7 企画費	885,164	2,648	887,812	一般財源	2,648
8 支所及び出張所費	41,653	4	41,657	一般財源	4
12 地域活動推進費	282,318	1,984	284,302	そ の 他	108
				一般財源	1,876
3 民生費	39,584,346	136,800	39,721,146		
1 社会福祉費	14,974,172	119,877	15,094,049		
2 障がい者福祉費	5,905,972	118,773	6,024,745	国庫支出金	58,958
				県支出金	29,479
				一般財源	30,336

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 災害補償費	8,504	60 職員福利厚生費 3 公務災害補償関係経費	15,534 15,534
19 負担金補助及び交付金	7,030		
25 積立金	3,073	20 ふるさと基金積立金	3,073
11 需用費	80	30 車両管理経費	80
1 消耗品費	80		
11 需用費	26	10 企画管理経費	703
1 消耗品費	26	100 組織改正関連経費	1,945
12 役務費	677		
1 通信運搬費	677		
13 委託料	1,945		
11 需用費	4	10 支所業務管理経費	4
1 消耗品費	4		
25 積立金	1,984	50 市民活動推進経費	1,984
20 扶助費	118,773	80 地域生活支援事業費 90 障がい児支援給付費	12,344 106,429

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		7 交通安全推進費	103, 579	1, 100	104, 679	一般財源	1, 100
		9 体育施設費	499, 394	4	499, 398	一般財源	4
	2 児童福祉費		20, 322, 869	16, 923	20, 339, 792		
	1 児童福祉総務費		4, 625, 883	600	4, 626, 483	国庫支出金	600
	2 児童保育費		14, 506, 864	16, 323	14, 523, 187	国庫支出金	16, 323
4 衛生費			10, 911, 858	139, 108	11, 050, 966		
	1 保健衛生費		7, 095, 500	138, 144	7, 233, 644		
	2 予防費		2, 649, 024	137, 830	2, 786, 854	国庫支出金	31, 874
						県支出金	73, 595
						そ の 他	3, 073

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	1,100	30 自転車駐車場管理経費 1,100
6 修繕料	1,100	
11 需用費	4	20 体育館管理経費 4
1 消耗品費	4	
3 職員手当等	600	10 職員給与費 600
6 時間外勤務手当	600	
1 報酬	1,400	30 児童手当費 16,323
4 共済費	9	
9 旅費	72	
1 費用弁償	72	
11 需用費	663	
1 消耗品費	408	
4 印刷製本費	255	
12 役務費	1,764	
1 通信運搬費	1,764	
13 委託料	12,415	
1 報酬	486	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費 137,830
12 役務費	184	
1 通信運搬費	184	

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
						一般財源	29,288
		3 母子衛生費	757,001	300	757,301	一般財源	300
		4 環境衛生費	167,165	4	167,169	一般財源	4
		7 保健所費	72,711	10	72,721	一般財源	10
	2 清掃費		3,816,358	964	3,817,322		
		2 じんかい処理費	2,304,089	964	2,305,053	一般財源	964
8 土木費			5,255,967	34,491	5,290,458		
	2 道路橋りょう費		972,410	3,622	976,032		
		3 道路新設改良費	452,764	3,622	456,386	一般財源	3,622
	4 都市計画費		3,065,088	30,848	3,095,936		
		1 都市計画総務費	2,688,311	5,713	2,694,024	地 方 債	5,100
						一般財源	613
		5 公園費	227,470	25,135	252,605	地 方 債	18,800
						一般財源	6,335

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	116,896		
14 使用料及び賃借料	530		
18 備品購入費	19,734		
19 負担金補助及び交付金	300	50 不育症治療費助成事業費	300
11 需用費	4	60 斎場施設管理運営経費	4
1 消耗品費	4		
11 需用費	10	10 保健所管理運営経費	10
1 消耗品費	10		
11 需用費	29	10 環境事業センター管理経費	964
1 消耗品費	29		
18 備品購入費	935		
13 委託料	3,622	60 市道改良事業費 3 上赤羽根堤線道路改良	3,622 3,622
22 補償補填及び賠償金	5,713	150 香川駅周辺整備事業費	5,713
15 工事請負費	25,135	20 市営プール管理運営経費	25,135

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	5 住宅費	284,939	21	284,960		
	1 住宅管理費	284,939	21	284,960	一般財源	21
	9 消防費	2,531,914	153	2,532,067		
	1 消防費	2,531,914	153	2,532,067		
	1 常備消防費	2,421,375	54	2,421,429	一般財源	54
	2 非常備消防費	57,830	99	57,929	一般財源	99
	10 教育費	6,034,240	137,815	6,172,055		
	1 教育総務費	1,061,266	130	1,061,396		
	2 事務局費	1,054,728	130	1,054,858	一般財源	130
	2 小学校費	1,728,930	△10,209	1,718,721		
	2 教育振興費	387,799	△10,209	377,590	国庫支出金	△10,209
	3 中学校費	803,054	3,612	806,666		
	2 教育振興費	210,287	3,612	213,899	国庫支出金	3,612
	5 社会教育費	1,891,220	144,282	2,035,502		
	2 文化財保護費	921,265	144,282	1,065,547	地 方 債	99,800

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	21	30 市営住宅管理運営経費 21
1 通信運搬費	6	
3 手数料	15	
11 需用費	54	40 消防車両維持管理経費 54
1 消耗品費	54	
11 需用費	99	30 消防団施設・設備維持管理経費 99
1 消耗品費	99	
11 需用費	130	20 事務局管理経費 130
1 消耗品費	130	
22 補償補填及び 賠償金	△10,209	70 新型コロナウイルス感染症対策事業費 △10,209
22 補償補填及び 賠償金	3,612	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費 3,612
13 委託料	10,951	10 文化財保護管理経費 1,734

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
						一般財源	44,482
歳 出 合 計			83,565,201	471,690	84,036,891		

教育費

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	133,331	40 文化資料館運営経費	3,141
		70 (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業費	139,407

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		給 与 費		合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	そ の 他 の 特 別 職	125,026	125,026	125,026	
	計	125,026	125,026	125,026	
補 正 前	そ の 他 の 特 別 職	124,540	124,540	124,540	
	計	124,540	124,540	124,540	
比 較	そ の 他 の 特 別 職	486	486	486	
	計	486	486	486	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1,537 (1,437)	1,067,551	5,349,135	12,235,432	2,238,331	14,473,763	
補 正 前	1,537 (1,433)	1,066,151	5,348,535	12,233,432	2,238,322	14,471,754	
比 較	0 (4)	1,400	600	2,000	9	2,009	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)					
	補 正 後	672,324					
	補 正 前	671,724					
	比 較	600					

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員(本年度43人、前年度28人)を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5,178,458	10,997,204	13,110,357	
補 正 前	5,177,858	10,996,604	13,109,757	
比 較	600	600	600	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)		
	補 正 後	672,324		
	補 正 前	671,724		
	比 較	600		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,352)	1,067,551	1,238,228	125,178	1,363,406	
補 正 前	(1,348)	1,066,151	1,236,828	125,169	1,361,997	
比 較	(4)	1,400	1,400	9	1,409	

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

※期末勤勉手当については、期末手当のみ支給されます。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	600	その他の増減分 600	時間外勤務手当 600 千円	

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) の 額	
		期 間	金 額
電子契約サービス使用料	千円 377		千円
ふるさと納税業務委託経費	寄附金額に応じた諸経費にかかる経費		
市民意識調査委託経費	1,199		
公共施設産業廃棄物処理業務委託経費（市長部局）	14,471		
公共施設産業廃棄物処理業務委託経費（教育委員会）	17,551		
文化資料館収蔵資料等引越業務委託経費	17,890		

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
期間	金額	特定 国県支出金	特定 地方債	特定 その他	
令和3年度 ～ 令和4年度	千円 377	千円	千円	千円	千円 377
令和3年度 ～ 令和4年度	寄附金額に応じた 諸経費にかかる経 費				寄附金額に応じた 諸経費にかかる経 費
令和3年度 ～ 令和4年度	1,199				1,199
令和3年度 ～ 令和4年度	14,471				14,471
令和3年度 ～ 令和4年度	17,551				17,551
令和4年度	17,890				17,890

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額				
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	37,290,024	2,809,400	123,700	2,933,100	37,716,608	37,840,308
(7) 土 木	7,505,521	985,800	23,900	1,009,700	8,045,980	8,069,880
(10) 教 育	9,128,562	1,375,600	99,800	1,475,400	9,809,327	9,909,127
3 そ の 他	28,738,060	3,425,000	353,253	3,778,253	29,602,109	29,955,362
(2) 臨時財政 対 策 債	28,201,641	3,425,000	353,253	3,778,253	29,237,195	29,590,448
合 計	66,056,384	6,234,400	476,953	6,711,353	67,347,017	67,823,970

令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4） 主な建設改良事業			
施設整備	395,907千円	△58,753千円	337,154千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 病院事業収益	11,776,903千円	303,640千円	12,080,543千円
第1項 医業収益	10,384,405千円	303,640千円	10,688,045千円
支出			
第1款 病院事業費用	12,434,135千円	303,640千円	12,737,775千円
第1項 医業費用	12,198,585千円	303,640千円	12,502,225千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額381,061千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「不足する額381,008千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	1,042,602千円	△58,700千円	983,902千円
第1項 企業債	538,200千円	△58,700千円	479,500千円
支出			
第1款 資本的支出	1,423,663千円	△58,753千円	1,364,910千円

第1項 建設改良費 671,559千円 △58,753千円 612,806千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
資本 1 的支 出	建設 1 改良 費	市立病院 本館改修 事業	498,797	令和 2年度	240,000	528,744	令和 2年度	240,000
				令和 3年度	258,797		令和 3年度	288,744

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
市立病院本館改修事業	258,700	288,700

廃止

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後	備 考
	限 度 額	限 度 額	
空冷チラー更新工事	40,000	-	事業計画見直しのため
外来・病棟エアコン更新工事	48,700	-	事業計画見直しのため

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 病院事業収益			11,776,903	303,640	12,080,543	
	1 医 業 収 益		10,384,405	303,640	10,688,045	
		1 入 院 収 益	6,614,900	78,602	6,693,502	
		2 外 来 収 益	3,407,250	225,038	3,632,288	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 病院事業費用			12,434,135	303,640	12,737,775	
	1 医 業 費 用		12,198,585	303,640	12,502,225	
		2 材 料 費	2,676,434	303,640	2,980,074	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資本的収入			1,042,602	△ 58,700	983,902	
	1 企 業 債		538,200	△ 58,700	479,500	
		1 企 業 債	538,200	△ 58,700	479,500	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資本的支出			1,423,663	△ 58,753	1,364,910	
	1 建 設 改 良 費		671,559	△ 58,753	612,806	
		1 施 設 整 備 費	395,907	△ 58,753	337,154	

令和3年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△ 659,273	5,155	△ 654,118
減価償却費	784,320		784,320
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 100,207		△ 100,207
賞与引当金の増減額 (△は減少)	72,320		72,320
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	11,257		11,257
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	23,898		23,898
長期前受金戻入額	△ 221,522		△ 221,522
受取利息及び受取配当金	△ 1		△ 1
支払利息	111,219		111,219
長期前払消費税勘定償却	19,618		19,618
固定資産除却費	7,500		7,500
その他特別損失	3,100		3,100
未収金の増減額 (△は増加)	165,957		165,957
未払金の増減額 (△は減少)	△ 149,811		△ 149,811
たな卸資産の増減額 (△は増加)	48,500		48,500
その他流動負債の増減額 (△は減少)	<u>6,401</u>		<u>6,401</u>
小計	123,276	5,155	128,431
利息及び配当金の受取額	1		1
利息の支払額	△ 111,219		△ 111,219
消費税及び地方消費税の支払額	<u>△ 32,400</u>		<u>△ 32,400</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,342	5,155	△ 15,187
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 724,621	53,412	△ 671,209
長期貸付金の投資による支出 (看護師等奨学金)	△ 600		△ 600
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△ 2,800		△ 2,800
その他投資の返還による収入	1,050		1,050
国庫補助金等による収入	23,675		23,675
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>479,677</u>		<u>479,677</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 223,619	53,412	△ 170,207
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	967,400	△ 58,700	908,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 748,704		△ 748,704
リース債務返済による支出	<u>△ 109,659</u>		<u>△ 109,659</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	109,037	△ 58,700	50,337
資金増加額 (又は減少額)	△ 134,924	△ 133	△ 135,057
資金期首残高	<u>1,457,095</u>		<u>1,457,095</u>
資金期末残高	1,322,171	△ 133	1,322,038

継 続 費 に

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			
					国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
1 資本的 支出	1 建設 改良費	市立病院 本館改修 事業	令和2年度	240,000		240,000		
			令和3年度	288,744		288,700	44	
			計	528,744		528,700	44	

関 する 調 書

(単位 千円)

前前年度末 までの支払 義務発生額	前年度末ま での支払義 務発生（見 込）額	当該年度支 払義務発生 予定額	当該年度末 までの支払 義務発生予 定額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費の総 額に対する 進捗率	備 考
						通次繰越 240,000
		528,744	528,744		100.0%	
		528,744	528,744		100.0%	

令和3年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	18,602,047	27,225	18,629,272
減 価 償 却 累 計 額	△ 10,705,996		<u>△ 10,705,996</u>
ウ 構 築 物	267,084		267,084
減 価 償 却 累 計 額	△ 176,404		<u>△ 176,404</u>
エ 器 械 備 品	4,997,327	△ 80,637	4,916,690
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,973,508		<u>△ 3,973,508</u>
オ 車 両	5,749		5,749
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,462		<u>△ 5,462</u>
カ リ ー ス 資 産	157,436		157,436
減 価 償 却 累 計 額	△ 50,834		<u>△ 50,834</u>
キ 建 設 仮 勘 定	0		<u>0</u>
有形固定資産合計			9,400,291
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	0		<u>0</u>
無形固定資産合計			1,803
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	50,600		50,600
イ 長 期 前 払 消 費 税	118,101		118,101
ウ そ の 他 投 資	7,935		<u>7,935</u>
投資その他の資産合計			<u>176,636</u>
固定資産合計			9,578,730
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	1,322,171	△ 133	1,322,038
(2) 未 収 金	1,889,777		1,889,777
貸 倒 引 当 金	△ 109,131		<u>△ 109,131</u>
(3) 貯 蔵 品	99,614		<u>99,614</u>
流動資産合計			<u>3,202,298</u>
資 産 合 計			<u>12,781,028</u>

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
負 債 の 部					
3	固 定 負 債				
(1)	企 業 債				
	ア 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	7,564,909	△ 58,700	<u>7,506,209</u>	
	企業債合計				7,506,209
(2)	リ ー ス 債	75,001			75,001
(3)	引 当 金				
	ア 退職給付引当金	1,624,931		<u>1,624,931</u>	
	引当金合計				<u>1,624,931</u>
	固定負債合計				9,206,141
4	流 動 負 債				
(1)	企 業 債				
	ア 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	764,356		<u>764,356</u>	
	企業債合計				764,356
(2)	リ ー ス 債	42,016			42,016
(3)	未 払 金	835,087			835,087
(4)	引 当 金				
	ア 賞与引当金	354,269		354,269	
	イ 修繕引当金	1		1	
	ウ その他引当金	85,288		<u>85,288</u>	
	引当金合計				439,558
(5)	そ の 他 流 動 負 債				
	ア 預 り 金	49,142		<u>49,142</u>	
	その他流動負債合計				<u>49,142</u>
	流動負債合計				2,130,159
5	繰 延 収 益				
(1)	長 期 前 受 金				
	ア 補助金	742,711		742,711	
	イ 一般会計繰入金	6,058,821		6,058,821	
	ウ その他の他	0		<u>0</u>	
	長期前受金合計				6,801,532
(2)	収 益 化 累 計 額				
	ア 補助金	△ 354,662		△ 354,662	
	イ 一般会計繰入金	△ 5,389,400		△ 5,389,400	
	ウ その他の他	0		<u>0</u>	
	収益化累計額合計				<u>△ 5,744,062</u>
	繰延収益合計				1,057,470
	負債合計				<u>12,393,770</u>
資 本 の 部					
6	資 本 金	5,383,111			5,383,111
7	剰 余 金				
(1)	資 本 剰 余 金				
	ア 受贈財産評価額	320		320	
	イ 寄 附 金	20,811		20,811	
	ウ 補 助 金	219,150		219,150	
	エ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>	
	資本剰余金合計				1,779,192
(2)	欠 損 金				
	ア 当年度未処理欠損金	6,780,200	△ 5,155	<u>6,775,045</u>	
	欠損金合計				<u>6,775,045</u>
	剰余金合計				△ 4,995,853
	資本合計				387,258
	負債資本合計				<u>12,781,028</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39 年

構築物 10～25 年

器械備品 4～20 年

車両 5～ 6 年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12 月から 3 月までの 4 か月分)を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額(12 月から 3 月までの 4 か月分)を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設期間中(平成 10 年度から平成 15 年度)及び別棟建設期間中(平成 28 年度から令和元年度)に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20 年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 120,533 千円、132,586 千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,162,920 千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和 3 年 度 茅 ヶ 崎 市 病 院
収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病 院 事 業 収 益	11,776,903	303,640	12,080,543
1 医 業 収 益	10,384,405	303,640	10,688,045
1 入 院 収 益	6,614,900	78,602	6,693,502
2 外 来 収 益	3,407,250	225,038	3,632,288

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病 院 事 業 費 用	12,434,135	303,640	12,737,775
1 医 業 費 用	12,198,585	303,640	12,502,225
2 材 料 費	2,676,434	303,640	2,980,074

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 入院収益	78,602	(年間患者数 105,850 人 1 人 1 日平均収入 62,742 円)
1 外来収益	225,038	(年間患者数 205,700 人 1 人 1 日平均収入 17,594 円)

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 薬品費	303,640	注射薬 303,640

令和 3 年 度 茅 ヶ 崎 市 病 院
資 本 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入	1,042,602	△ 58,700	983,902
1 企 業 債	538,200	△ 58,700	479,500
1 企 業 債	538,200	△ 58,700	479,500

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出	1,423,663	△ 58,753	1,364,910
1 建 設 改 良 費	671,559	△ 58,753	612,806
1 施 設 整 備 費	395,907	△ 58,753	337,154

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 企業債	△ 58,700	市立病院本館改修事業 30,000 空冷チラー更新工事 △ 40,000 外来・病棟エアコン更新工事 △ 48,700

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 工事請負費	△ 58,753	市立病院本館改修工事 29,947 空冷チラー更新工事 △ 40,000 外来・病棟エアコン更新工事 △ 48,700

茅ヶ崎市工場立地に関する準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合(次条において「緑地面積率」という。)	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（以下「甲区域」という。)	100分の20以上	100分の25以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域（以下「乙区域」という。)	100分の7.5以上	100分の12.5以上

(他の施設と重複する緑地等の緑地面積への算入割合)

第4条 緑地面積率を算定するときは、緑地と工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下この条において「省令」という。)

第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設とが重複する土地の面積及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設的面積については、敷地面積に前条の表に定める区域の区分に応じ当該区域における緑地面積率の下限値を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 製造業等に係る工場又は事業場の敷地が甲区域、乙区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第3条の表の規定の適用については、甲区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは甲区域に係る同表の規定を、乙区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは乙区域に係る同表の規定を当該敷地の全部に適用し、これらの区域以外の区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に甲区域内又は乙区域内に設置され、又は設置のための工事が行われている製造業等に係る工場又は事業場において、生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下この項において「法準則」という。）備考第1項及び備考第3項の規定の例により行うものとする。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、乙区域にあつては「0.075」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、乙区域にあつては「0.125」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、乙区域にあつては「0.075」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、乙区域にあつては「0.125」と読み替えるものとする。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、緑地面積率等の基準について、経済産業大臣等により公表された製造業等に係る工場等の立地に関する準則に代えて適用すべき準則を定めることにより、工場等の建替えを促進するとともに、工場等の新設を推進するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

茅ヶ崎市地域福祉推進委員会	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき、茅ヶ崎市地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	16 人以内
---------------	---	--------

を

茅ヶ崎市地域福祉推進委員会	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき、茅ヶ崎市地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	16 人以内
茅ヶ崎市災害弔慰金等支給審査会	茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年茅ヶ崎市条例第 2	5 人以内

に改める。

	3号)に基づく災害弔慰 金及び災害障害見舞金の 支給に関する事項につき 市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を答申 すること。	
--	--	--

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 地域福祉推進委員会委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査会委員	日額	10,000円
---------------	----	---------

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について、専門的知見に基づく意見を聴取するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「
道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 の規定に基づく協議その他地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保に係る事項に関する協議を行うこと。
」

を

「
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議並びに道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 に規定する旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うこと。
」

に

改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を茅ヶ崎市地域公共交通会議において行うこととするため提案する。

茅ヶ崎市職員定数条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員定数条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員定数条例（昭和24年茅ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「258人」を「314人」に、「2,224人」を「2,280人」に改める。

(茅ヶ崎市消防本部等設置条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市消防本部等設置条例（昭和40年茅ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「茅ヶ崎市一円」を「茅ヶ崎市及び高座郡寒川町」に改める。

(茅ヶ崎市火災予防条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市火災予防条例（平成4年茅ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(寒川町の消防事務の受託に伴う経過措置)

12 令和4年4月1日前に寒川町火災予防条例（昭和37年寒川町条例第8号。次項において「寒川町条例」という。）の規定によってされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってされた処分、手続その他の行為とみなす。

13 令和4年4月1日前にした寒川町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお寒川町条例の規定の例による。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、寒川町の消防業務に関する事務の管理及び執行を受託することに伴い、消防職員の定数及び茅ヶ崎市消防署の管轄区域を改める等のため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の136の項中「第3項まで」を「第5項まで」に改め、「、第2号、第4号及び第5号」を削り、「から138の項まで、140の項から142の項まで」を「、次項、140の項、141の項」に改め、「又は登録住宅性能評価機関から同条第1項に規定する住宅性能評価書（138の項、140の項、142の項、155の項、156の項及び158の項から161の項までにおいて「住宅性能評価書」という。）が交付された住宅に係るもの」を削り、「対する審査」の次に「（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）」を加え、「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、「30戸」を「25戸」に改め、同表137の項中「第3項まで」を「第5項まで」に改め、「、第2号、第4号及び第5号」を削り、「対する審査」の次に「（同法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）」を加え、「6,000円（）」を「8,000円（）」に、「9,100円」を「12,000円」に改め、「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、「12,000円」を「15,000円」に、「18,000円」を「23,000円」に、「21,000円」を「26,000円」に、「32,000円」を「40,000円」に、「30戸」を「25戸」に、「31,000円」を「41,000円」に、「46,000円」を「61,000円」に、「58,000円」を「71,000円」に、「87,000円」を「110,000円」に、「99,000円」を「120,000円」に、「150,000円」を「170,000円」に、「160,000円」を「190,000円」に、「250,000円」を「290,000円」に、「200,000円」を「240,000円」に、「300,000円」を「360,000円」に、「210,000円」を「260,000円」に、「320,000円」を「400,000円」に改め、同表138の項を次のように改める。

138	削除
-----	----

--	--

別表第1の139の項中「第3項まで」を「第5項まで」に改め、「を、当該申請に係る計画の認定について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、「から前項まで又は次項から142の項まで」を「、137の項、次項又は141の項」に改め、「を当該申請に係る計画の認定について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を加算して得た金額」を削り、同表140の項中「、第2号、第4号及び第5号」及び「又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された変更後の住宅に係るもの」を削り、「対する審査」の次に「（同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）」を加え、「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、「30戸」を「25戸」に改め、同表141の項中「、第2号、第4号及び第5号」を削り、「対する審査」の次に「（同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）」を加え、「3,000円（）」を「4,000円（）」に、「4,550円」を「6,000円」に改め、「を、当該共同住宅等の住宅のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、「6,000円（）」を「7,500円（）」に、「9,000円」を「11,500円」に、「10,500円」を「13,000円」に、「16,000円」を「20,000円」に、「30戸」を「25戸」に、「15,500円」を「20,500円」に、「23,000円」を「30,500円」に、「29,000円」を「35,500円」に、「43,500円」を「55,000円」に、「49,500円」を「60,000円」に、「75,000円」を「85,000円」に、「80,000円」を「95,000円」に、「125,000円」を「145,000円」に、「100,000円」を「120,000円」に、「150,000円」を「180,000円」に、「105,000円」を「130,000円」に、「160,000円」を「200,000円」に改め、同表142の項から144の項

までを次のように改める。

1 4 2 長期優良住宅の普及の促進 に関する法律第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく同法第 8 条第 1 項の規定による長期優良住宅建 築等計画の変更の認定の申請に対 する審査	2, 1 0 0
1 4 3 長期優良住宅の普及の促進 に関する法律第 1 0 条の規定に基 づく地位の承継の承認の申請に対 する審査	1, 7 0 0
1 4 4 長期優良住宅の普及の促進 に関する法律第 1 8 条第 1 項の規 定に基づく住宅の容積率の特例の 許可の申請に対する審査	1 6 0, 0 0 0

円	
円	
円	

別表第1の155の項中「住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）の」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて「住宅性能評価書」という。）が交付された住宅に係るものを除く。）の」に、「同条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にされている長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査については、なお従前の例による。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正により、長期優良住宅建築等計画の認定基準のうち、あらかじめ登録住宅性能評価機関に確認させることができるものが見直されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の額を改めることとする等のため提案する。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第4章 雑則（第53条）
附則」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する

ことができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、当該教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、

「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項各号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第50条）
附則」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に鑑み、特定教育・保育施設等及び家庭的保育事業者等が行う記録、作成、保存等について、書面等に代えて電磁的記録により行うことができることとするため提案する。

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市児童クラブ条例（平成13年茅ヶ崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表茅ヶ崎市浜須賀第2児童クラブの項中「茅ヶ崎市松が丘二丁目11番16号」を「茅ヶ崎市松が丘二丁目12番8号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年3月28日から施行する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、児童クラブとして利用する建物の賃貸借契約の期間の満了に伴い、茅ヶ崎市浜須賀第2児童クラブを移転するため提案する。

茅ヶ崎市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市道路占用料徴収条例（昭和47年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

「	184円	「	180円
	283円		277円
	382円		374円
	165円		161円
	263円		258円
	362円		354円
	16円		16円
	2円		2円
	1円		1円
	161円		158円
	99円		97円
	329円		322円

1 3 8 円
6 3 1 円
3 2 9 円
7 円
1 0 円
1 5 円
2 0 円
3 0 円
3 9 円
6 9 円
9 9 円

1 3 5 円
6 4 6 円
3 2 2 円
7 円
1 0 円
1 4 円
1 9 円
2 9 円
3 9 円
6 8 円
9 7 円

	1 9 7 円		1 9 3 円	
	3 2 9 円		3 2 2 円	
	Aに0. 0 0 5を乗 じて得た額を1 2で 除して得た額		Aに0. 0 0 5を乗 じて得た額を1 2で 除して得た額	
	Aに0. 0 0 8を乗 じて得た額を1 2で 除して得た額		Aに0. 0 0 8を乗 じて得た額を1 2で 除して得た額	
	Aに0. 0 1を乗じ て得た額を1 2で除 して得た額		Aに0. 0 1を乗じ て得た額を1 2で除 して得た額	
	3 1 6 円		3 2 3 円	
	1 8 9 円		1 9 4 円	
	3 2 9 円		3 2 2 円	
	2 1 円		2 2 円	
	6 3 1 円		6 4 6 円	
	6 3 1 円		6 4 6 円	
別表中	2 6 3 円	を	2 5 8 円	に改める。

2 1 円
6 3 1 円
2 1 円
6 3 1 円
6, 3 1 0 円
3, 1 5 5 円
3 2 9 円
Aに0. 0 3 4を乗 じて得た額を1 2で 除して得た額
6 3 1 円
3 2 9 円
Aに0. 0 1 3を乗

2 2 円
6 4 6 円
2 2 円
6 4 6 円
6, 4 6 2 円
3, 2 3 1 円
3 2 2 円
Aに0. 0 3 3を乗 じて得た額を1 2で 除して得た額
6 4 6 円
3 2 2 円
Aに0. 0 1 2を乗

じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.024 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.005 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.008 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.01 を乗じ て得た額を 12 で除 して得た額
A に 0.034 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.013 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.009 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.024 を乗 じて得た額を 12 で

じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.023 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.005 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.008 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.01 を乗じ て得た額を 12 で除 して得た額
A に 0.033 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.012 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.009 を乗 じて得た額を 12 で 除して得た額
A に 0.023 を乗 じて得た額を 12 で

除して得た額	除して得た額
Aに0.009を乗じて得た額を12で除して得た額	Aに0.009を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.013を乗じて得た額を12で除して得た額	Aに0.012を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.024を乗じて得た額を12で除して得た額	Aに0.023を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.034を乗じて得た額を12で除して得た額	Aに0.033を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.034を乗じて得た額を12で除して得た額	Aに0.033を乗じて得た額を12で除して得た額

(茅ヶ崎市準用河川土地占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市準用河川土地占用料等徴収条例（平成12年茅ヶ崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

「	184円	「	180円
	283円		277円
	382円		374円
	165円		161円

2 6 3 円
3 6 2 円
1 6 円
2 円
1 円
1 6 1 円
9 9 円
3 2 9 円
7 円
1 0 円
1 5 円
2 0 円
3 0 円
3 9 円

2 5 8 円
3 5 4 円
1 6 円
2 円
1 円
1 5 8 円
9 7 円
3 2 2 円
7 円
1 0 円
1 4 円
1 9 円
2 9 円
3 9 円

別表の1の表中

6 9 円
9 9 円
1 9 7 円
3 2 9 円
3 1 6 円
1 8 9 円
3 6 円
2 1 円
6 3 1 円
6 3 1 円
2 6 3 円
2 1 円

を

6 8 円
9 7 円
1 9 3 円
3 2 2 円
3 2 3 円
1 9 4 円
3 5 円
2 2 円
6 4 6 円
6 4 6 円
2 5 8 円
2 2 円

に改める。

6 3 1 円	6 4 6 円
2 1 円	2 2 円
6 3 1 円	6 4 6 円
6 , 3 1 0 円	6 , 4 6 2 円
3 , 1 5 5 円	3 , 2 3 1 円
6 3 1 円	6 4 6 円
1 6 4 円	1 6 3 円

(茅ヶ崎市水路に関する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市水路に関する条例（昭和38年茅ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

1 8 4 円	1 8 0 円
2 8 3 円	2 7 7 円
3 8 2 円	3 7 4 円
1 6 5 円	1 6 1 円
2 6 3 円	2 5 8 円
3 6 2 円	3 5 4 円

1 6 円
2 円
1 円
1 6 1 円
9 9 円
3 2 9 円
1 3 8 円
6 3 1 円
7 円
1 0 円
1 5 円
2 0 円
3 0 円
3 9 円

1 6 円
2 円
1 円
1 5 8 円
9 7 円
3 2 2 円
1 3 5 円
6 4 6 円
7 円
1 0 円
1 4 円
1 9 円
2 9 円
3 9 円

別表中

6 9 円
9 9 円
1 9 7 円
3 2 9 円
3 1 6 円
1 8 9 円
3 6 円
2 1 円
6 3 1 円
6 3 1 円
2 6 3 円
2 1 円

を

6 8 円
9 7 円
1 9 3 円
3 2 2 円
3 2 3 円
1 9 4 円
3 5 円
2 2 円
6 4 6 円
6 4 6 円
2 5 8 円
2 2 円

に改める。

6 3 1 円	6 4 6 円
2 1 円	2 2 円
6 3 1 円	6 4 6 円
6 , 3 1 0 円	6 , 4 6 2 円
3 , 1 5 5 円	3 , 2 3 1 円
6 3 1 円	6 4 6 円
1 6 4 円	1 6 3 円

附 則

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前にした道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３２条第１項若しくは第３項（同法第９１条第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１００条第１項において準用する同法第２４条又は茅ヶ崎市水路に関する条例第４条第１項の規定による許可に係る占用の期間に係る占用料の額については、当該占用の期間の初日が施行日前である場合に限り、なお従前の例による。

令和３年１１月２９日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、土地の価格の変動等に伴い、道路、水路及び準用河川の河川区域に係る占用料の額を改定するため提案する。

茅ヶ崎市雨水貯留浸透施設に係る標識の設置に関する条例の一部を改正する
条例

茅ヶ崎市雨水貯留浸透施設に係る標識の設置に関する条例（平成26年茅ヶ崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第3項」を「第38条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、特定都市河川浸水被害対策法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので同意されたい。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (以下略)

氏 名 前 田 史 子

生年月日 (以下略)

提案理由

本案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (以下略)

前 田 史 子
(以下略)

経 歴

(以下略)

参 考

地 方 税 法 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

(第2項省略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項及び第5項省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第7項から第9項まで省略)

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称 | 茅ヶ崎市松林ケアセンター |
| 2 施設 の 種 類 | 茅ヶ崎市ケアセンター |
| 3 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市下寺尾1835番地2
社会福祉法人慶寿会
理事長 小笹 慶資 |
| 4 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市松林ケアセンターの指定管理者に社会福祉法人慶寿会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 施設 の 名 称 茅ヶ崎市元町ケアセンター
- 2 施設 の 種 類 茅ヶ崎市ケアセンター
- 3 指定管理者の名称 茅ヶ崎市南湖一丁目6番15号
社会福祉法人麗寿会
理事長 大屋敷 幸志
- 4 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで

提案理由

本案は、茅ヶ崎市元町ケアセンターの指定管理者に社会福祉法人麗寿会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称 | 萩園いこいの里
茅ヶ崎市萩園ケアセンター |
| 2 施設 の 種 類 | 茅ヶ崎市老人憩の家
茅ヶ崎市ケアセンター |
| 3 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市芹沢786番地
社会福祉法人翔の会
理事長 河内 智恵子 |
| 4 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで |

提案理由

本案は、萩園いこいの里及び茅ヶ崎市萩園ケアセンターの指定管理者に社会福祉法人翔の会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称 | 茅ヶ崎市柳島キャンプ場 |
| 2 施設 の 種 類 | キャンプ場 |
| 3 指定管理者の名称 | 千葉県千葉市美浜区高洲三丁目11番3号
株式会社塚原緑地研究所
代表取締役 塚 原 道 夫 |
| 4 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市柳島キャンプ場の指定管理者に株式会社塚原緑地研究所を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

1 訴えの相手方

市内在住の女性

2 事件名

建物明渡等請求事件

3 請求の趣旨

次のとおり、判決及び仮執行の宣言を求める。

(1) 相手方は市に対し、市営住宅（XXXXXXXXXX）を明け渡せ。

(2) 相手方は市に対し、滞納家賃（金 5 7 6, 8 4 8 円）を支払え。

(3) 相手方は市に対し、賃貸借契約解除日の翌日から市営住宅の明渡し済みまで 1 ヶ月あたり金 1 3 万 1 4 0 0 円の使用損害金を支払え。

(4) 訴訟費用は相手方の負担とする。

4 請求の原因の要旨

相手方は、市と賃貸借契約を締結し、住宅明渡し請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）への居住を開始したが、令和元年 5 月以降、家賃の支払いを怠るようになった。市職員は再三にわたり、相手方に対して滞納家賃の支払いを求めたが、相手方はこれに応じなかった。そこで、入居者間の公平性を確保するため、市は相手方に対し、本件市営住宅に係る明渡し請求書を送付し、これをもって賃貸借契約を解除した。なお、賃貸借契約解除日までに滞納された家賃は 2 9 ヶ月と 7 日分であり、合計 5 7 6, 8 4 8 円である。相手方には本件市営住宅の明渡し義務が発生しているが、その後も明渡しをしないため、住宅明渡し請求の訴えを提起したい。

5 訴訟遂行の方針

訴訟遂行上必要がある場合は、訴えの追加その他の変更をすることができる。

判決の結果、必要がある場合は上訴することができる。

提案理由

本案は、市営住宅家賃の滞納に伴う建物明渡等請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により提案する。

公の施設の区域外設置に関する協議について

茅ヶ崎市の公の施設を寒川町の区域内に設置することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり寒川町と協議する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、河童徳利ひろばを寒川町の区域内に設置し、同施設を維持管理していくことの協議について、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 3 項の規定により提案する。

河童徳利ひろばの区域外設置に関する協議書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と寒川町（以下「乙」という。）は、公の施設の区域外設置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定により次のとおり協議する。

（目的及び設置）

第 1 条 甲は、地域に伝わる民話「河童徳利」を広く後世に語り継ぐこと、誰もが身近に感じることができること及びイベントや交流等を通じて多方面に発信しにぎわいの創出を図ることを目的として河童徳利ひろばを設置する。

（設置場所）

第 2 条 河童徳利ひろばの設置場所は、茅ヶ崎市西久保地内及び高座郡寒川町大曲四丁目地内（別添位置図及び区域図のとおり）とする。

（費用の負担）

第 3 条 河童徳利ひろばの設置及び管理運営に伴う費用は、甲の負担とする。

（維持管理）

第 4 条 河童徳利ひろばの維持管理は、甲が行う。

（管理運営）

第 5 条 河童徳利ひろばの管理運営については、茅ヶ崎市の条例、規則その他の規定に定めるところによる。

（相互協力）

第 6 条 甲及び乙は、河童徳利ひろばの設置について、相互に協力するものとする。

（その他）

第 7 条 この協議書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定める。

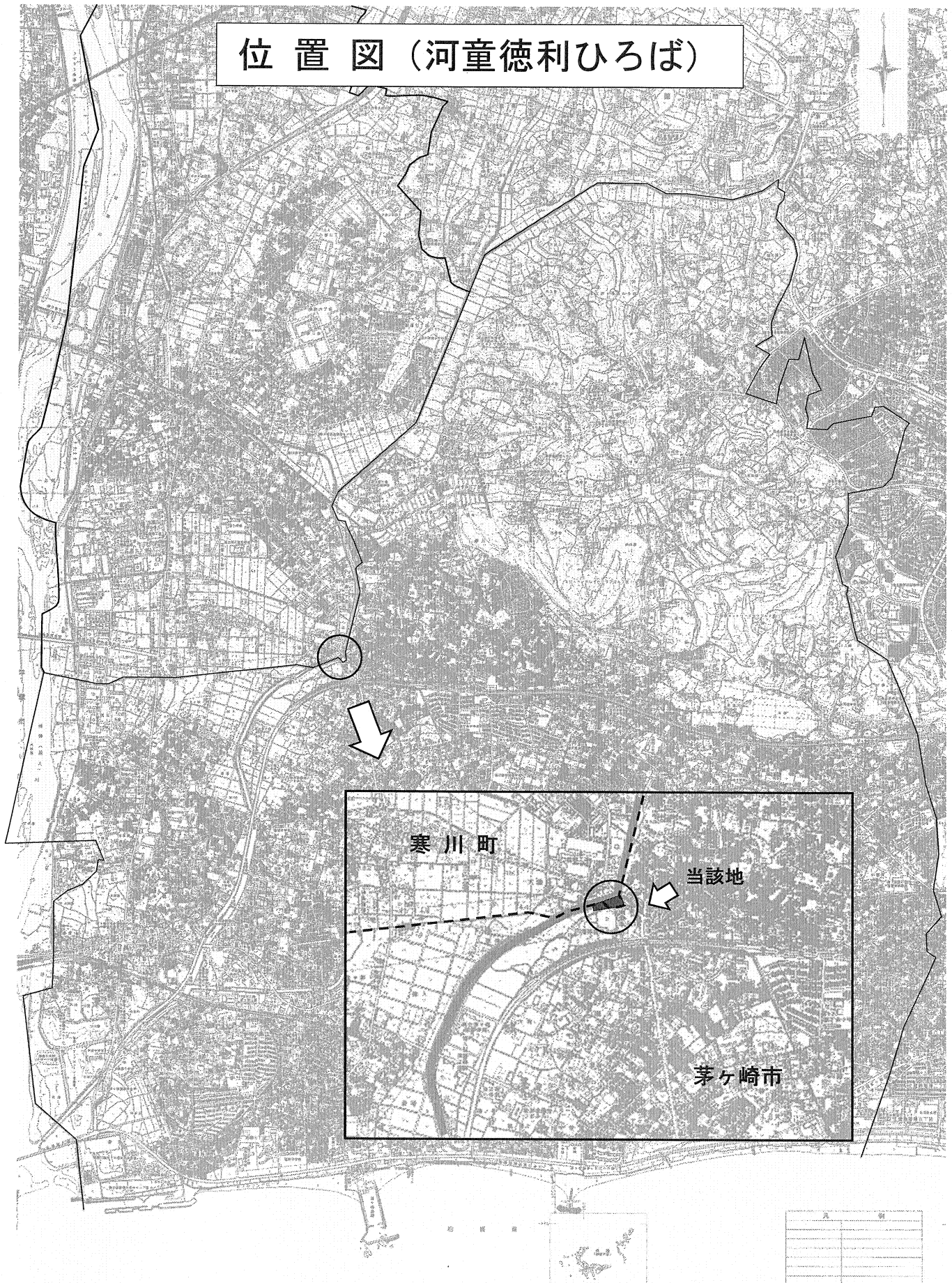
以上のとおり協議したことを証するため、本協議書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

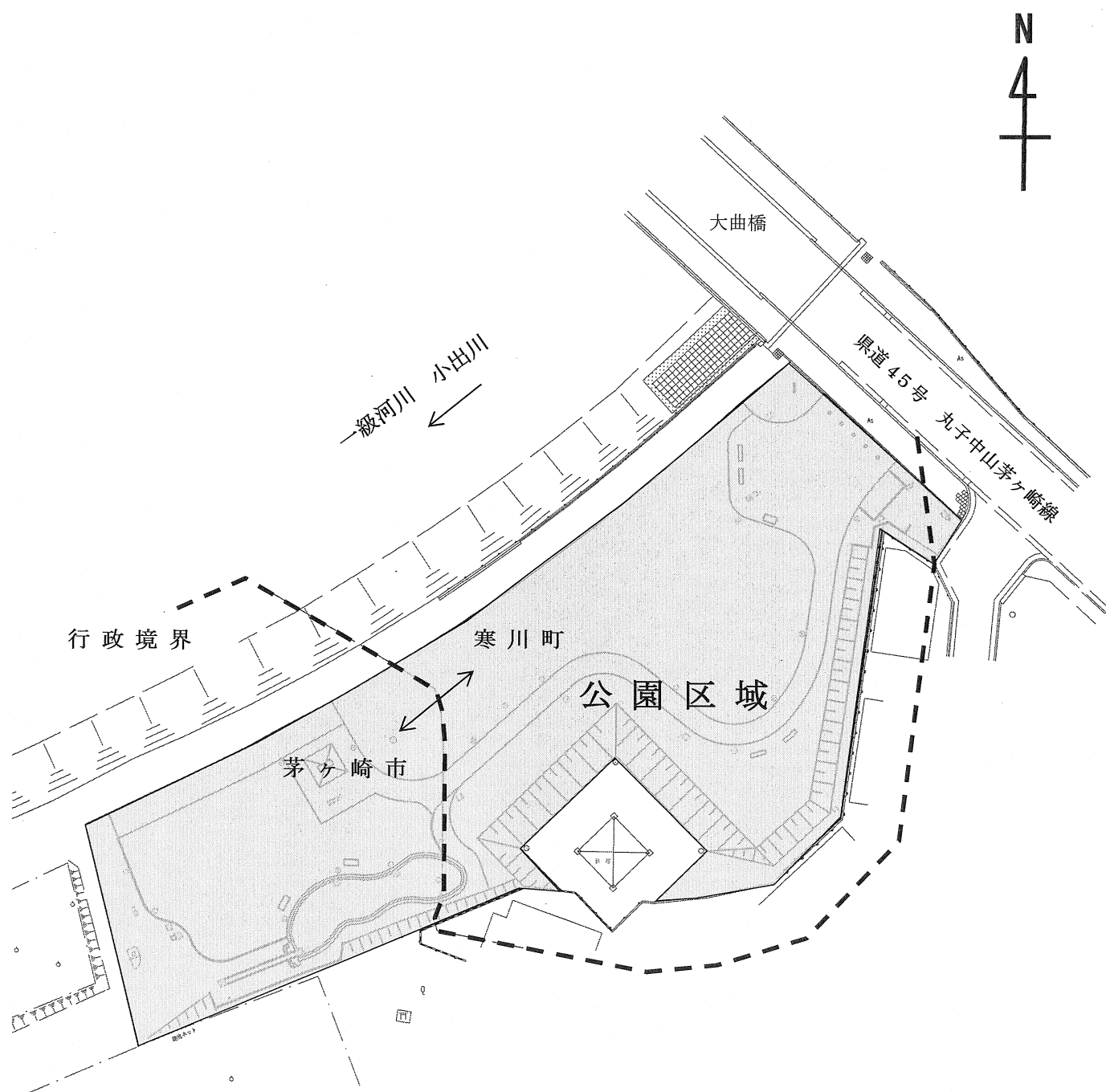
甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

乙 高座郡寒川町宮山 1 6 5 番地
寒川町
寒川町長 木 村 俊 雄

位置図（河童徳利ひろば）



区 域 図（河童徳利ひろば）



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年11月29日提出

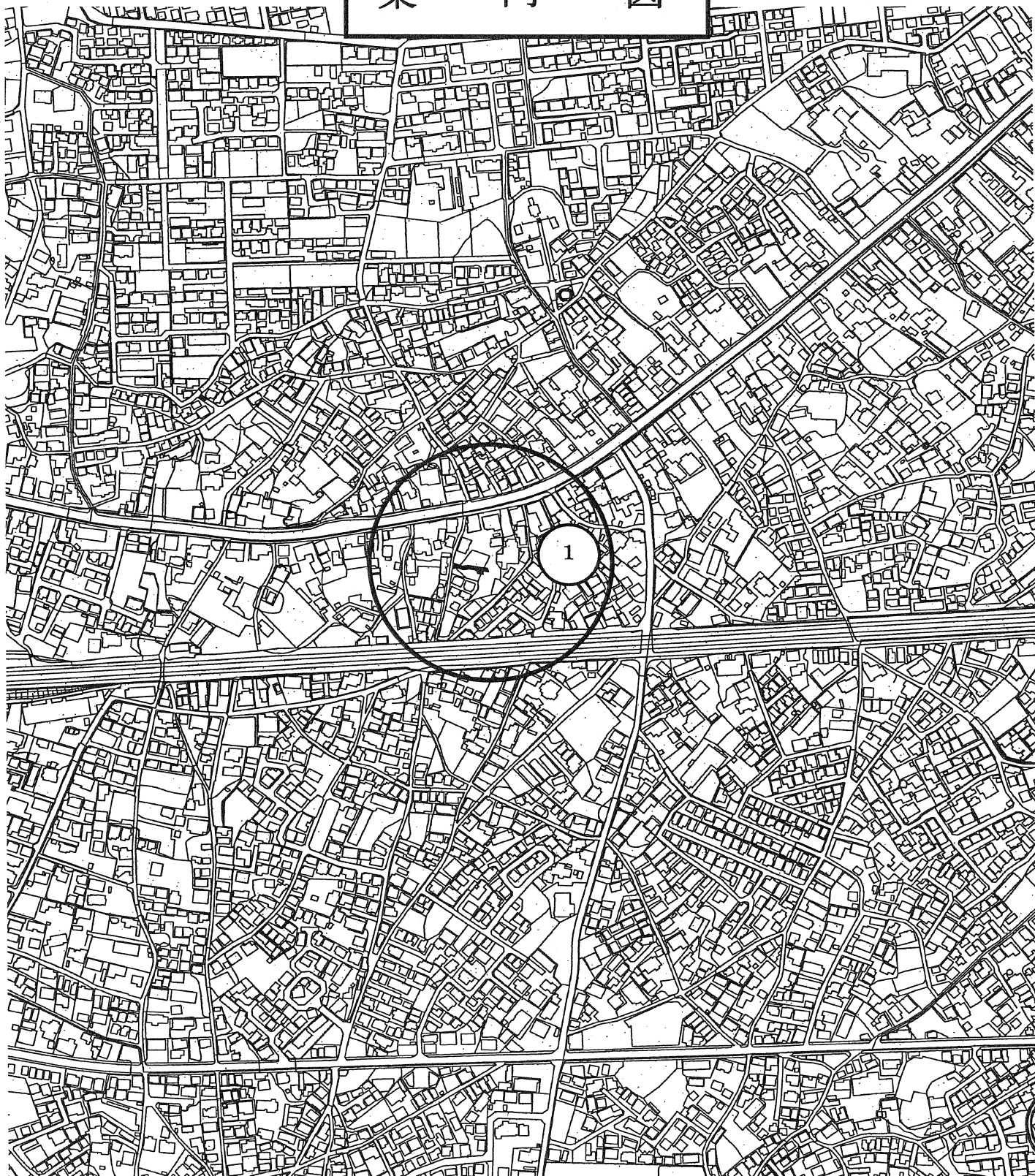
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1957号線	小 桜 町 1988番16地先	小 桜 町 1988番1地先	m 41.56	4.21 m ~ 4.22

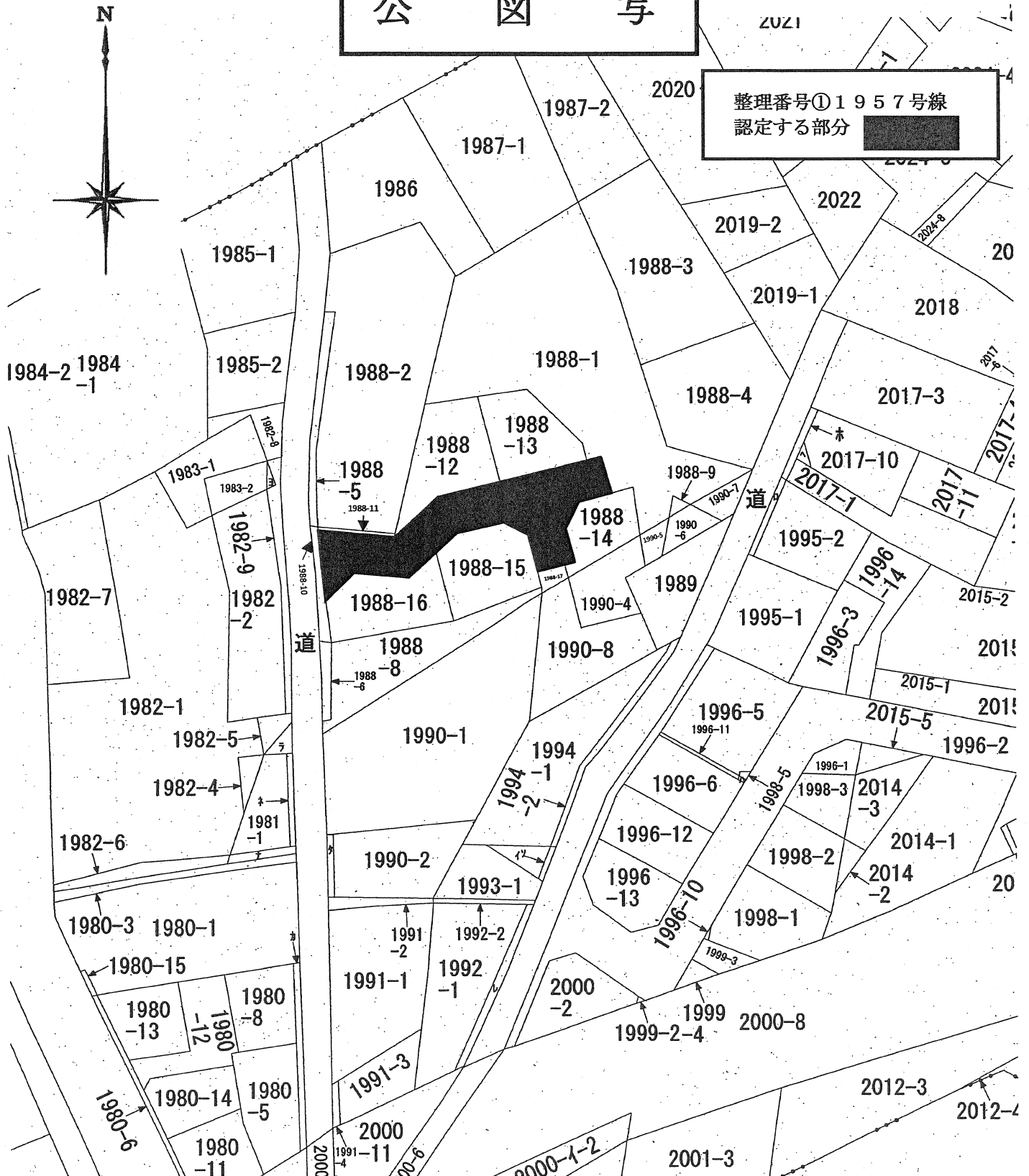
提案理由

本案は、市内在住の個人が築造し、令和3年7月8日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年11月29日提出

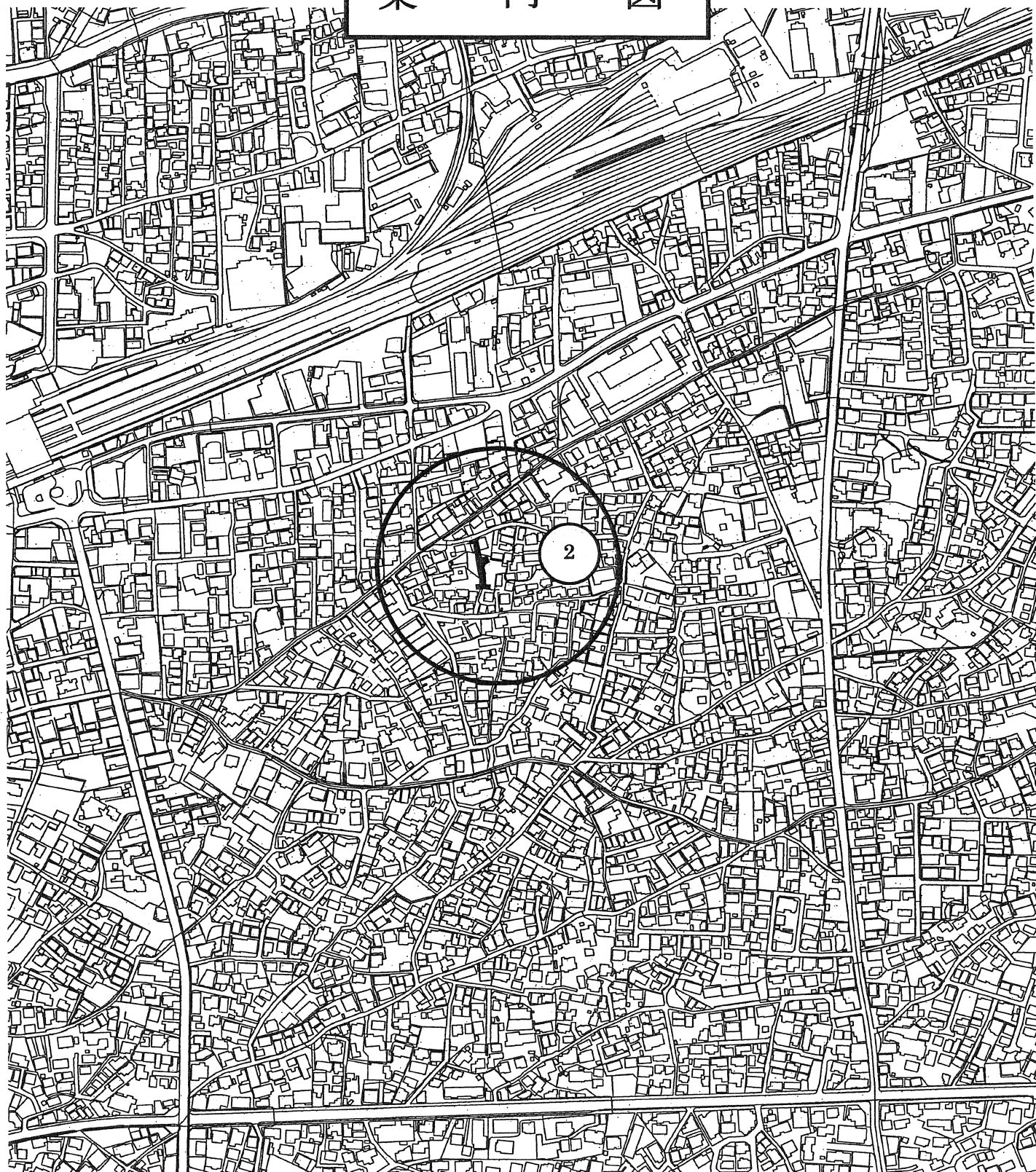
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1958号線	東海岸北三丁目 10051番12地先	東海岸北三丁目 10063番6地先	m 63.69	m 4.50

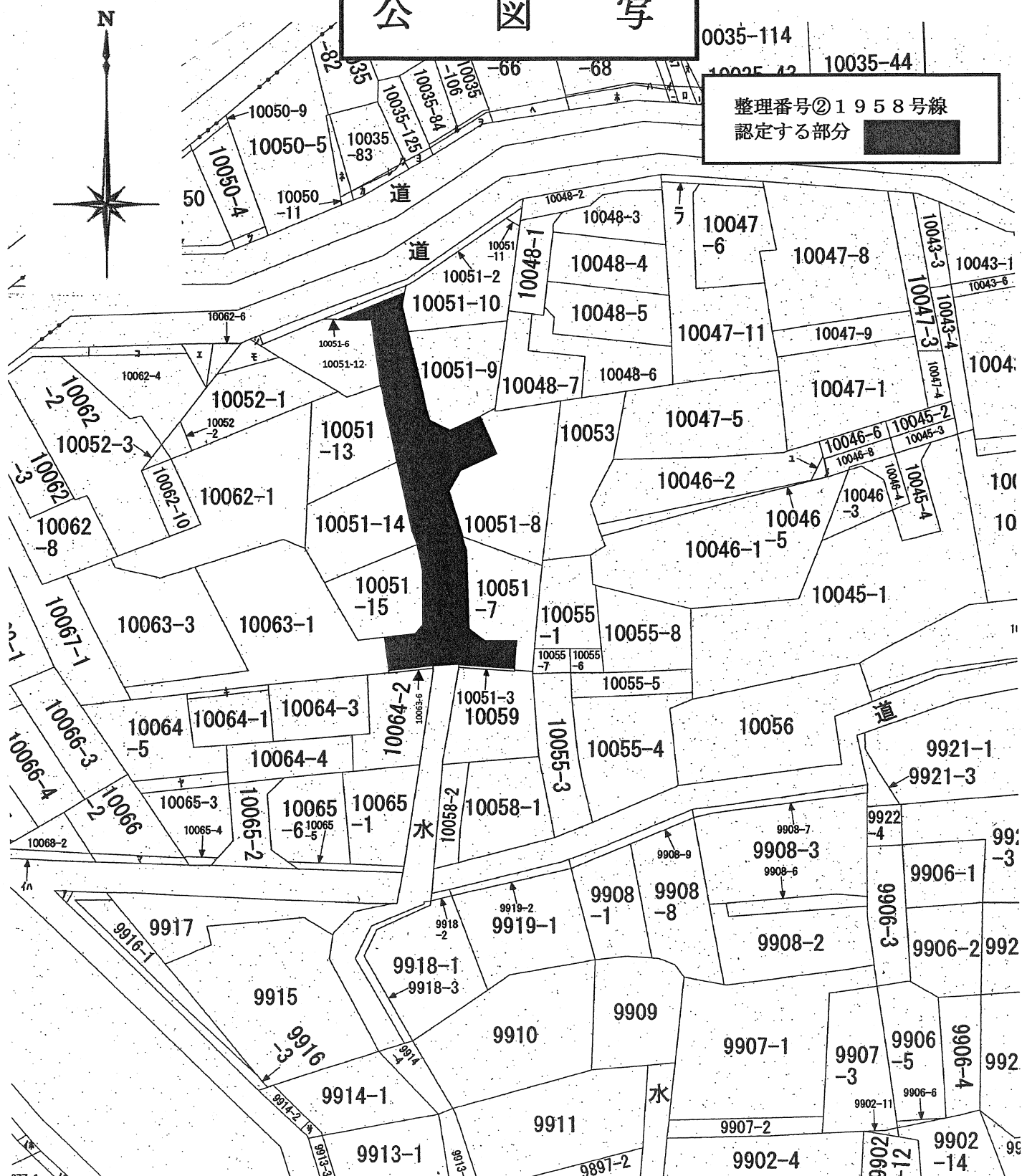
提案理由

本案は、株式会社飯田産業が築造し、令和3年8月11日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 司 寫



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	1959号線	菱 沼 海 岸 3003番247地先	菱 沼 海 岸 3003番232地先	m 78.36	4.50 m 5.00

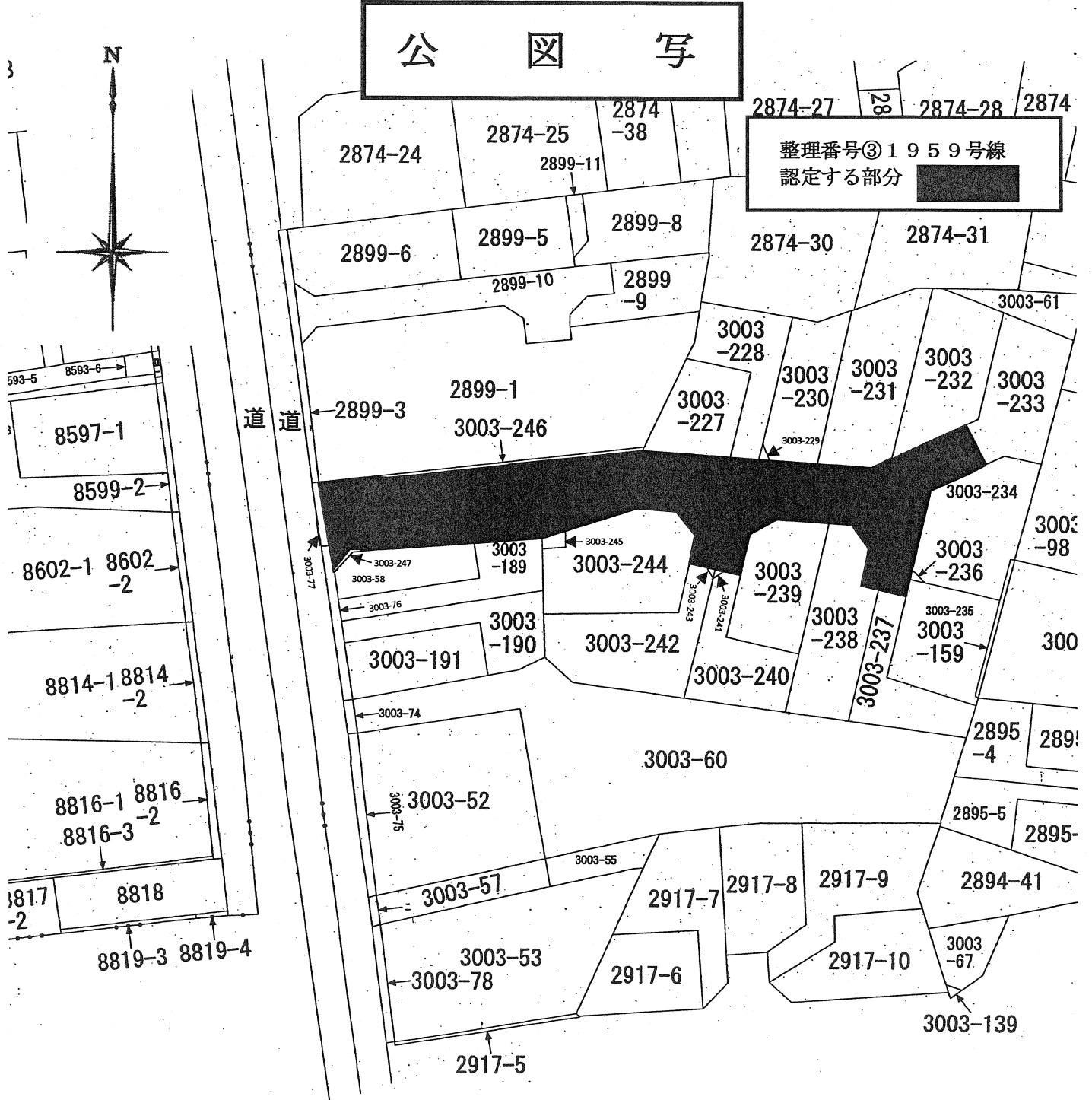
提案理由

本案は、株式会社ハートフルステージが築造し、令和3年9月3日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



寫 函 公



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

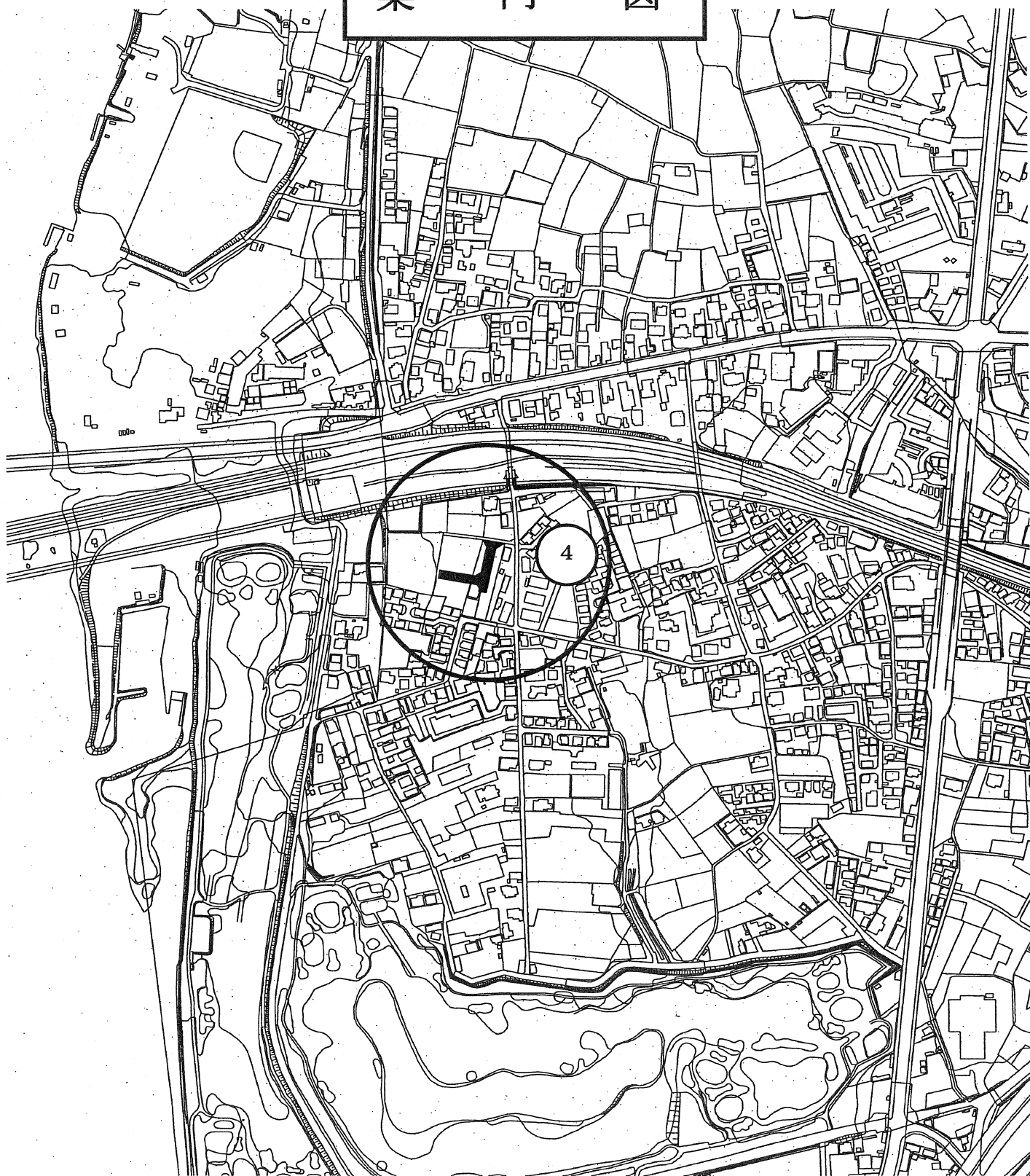
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	2 7 1 6 号線	中 島 字 中 河 原 3 6 1 番 3 6 地 先	中 島 字 中 河 原 3 6 1 番 5 1 地 先	m 77.86	5.00 m 6.00

提案理由

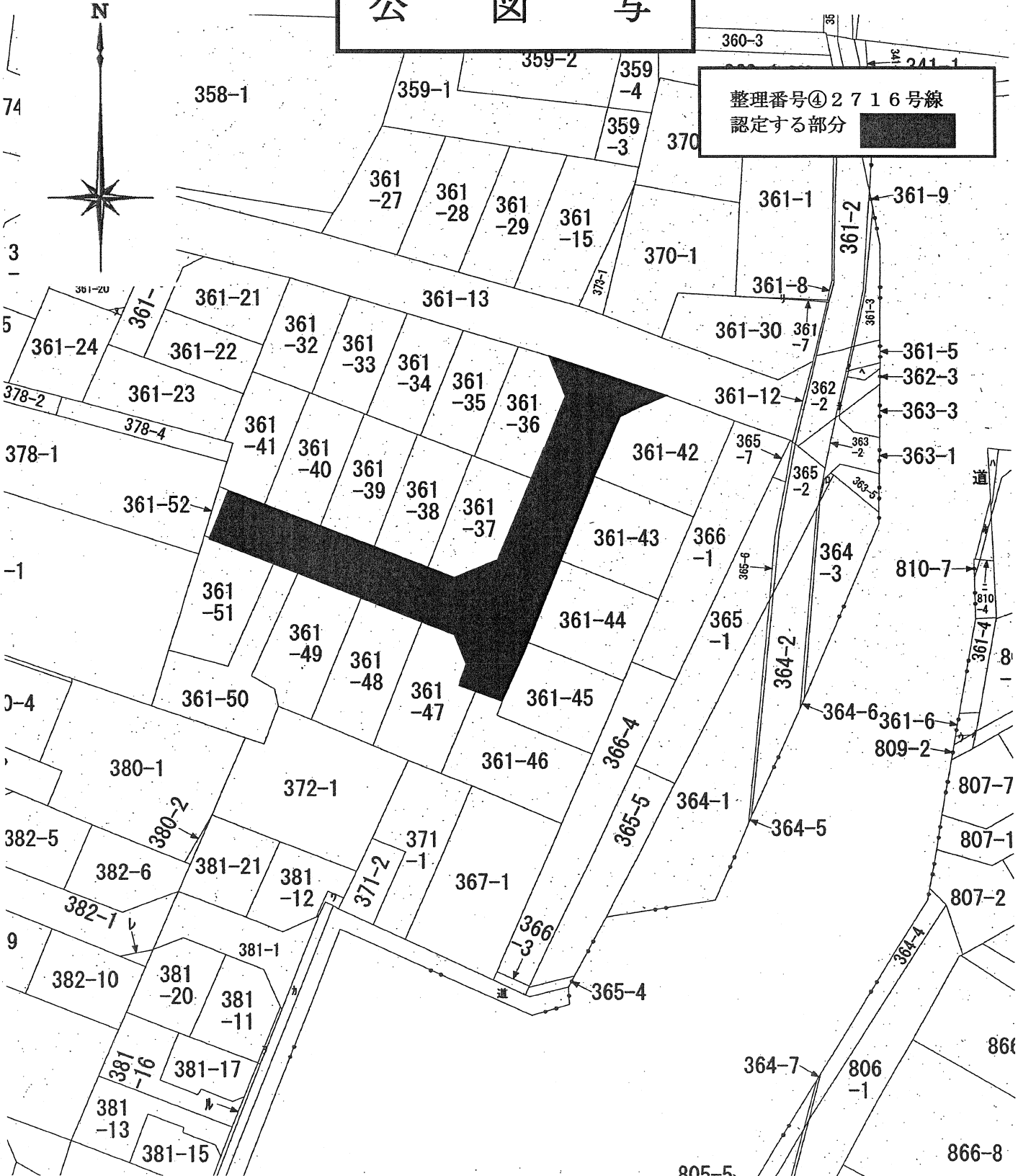
本案は、株式会社ハートフルステージが築造し、令和 3 年 7 月 1 3 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



寫 圖 公

整理番号④2716号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年11月29日提出

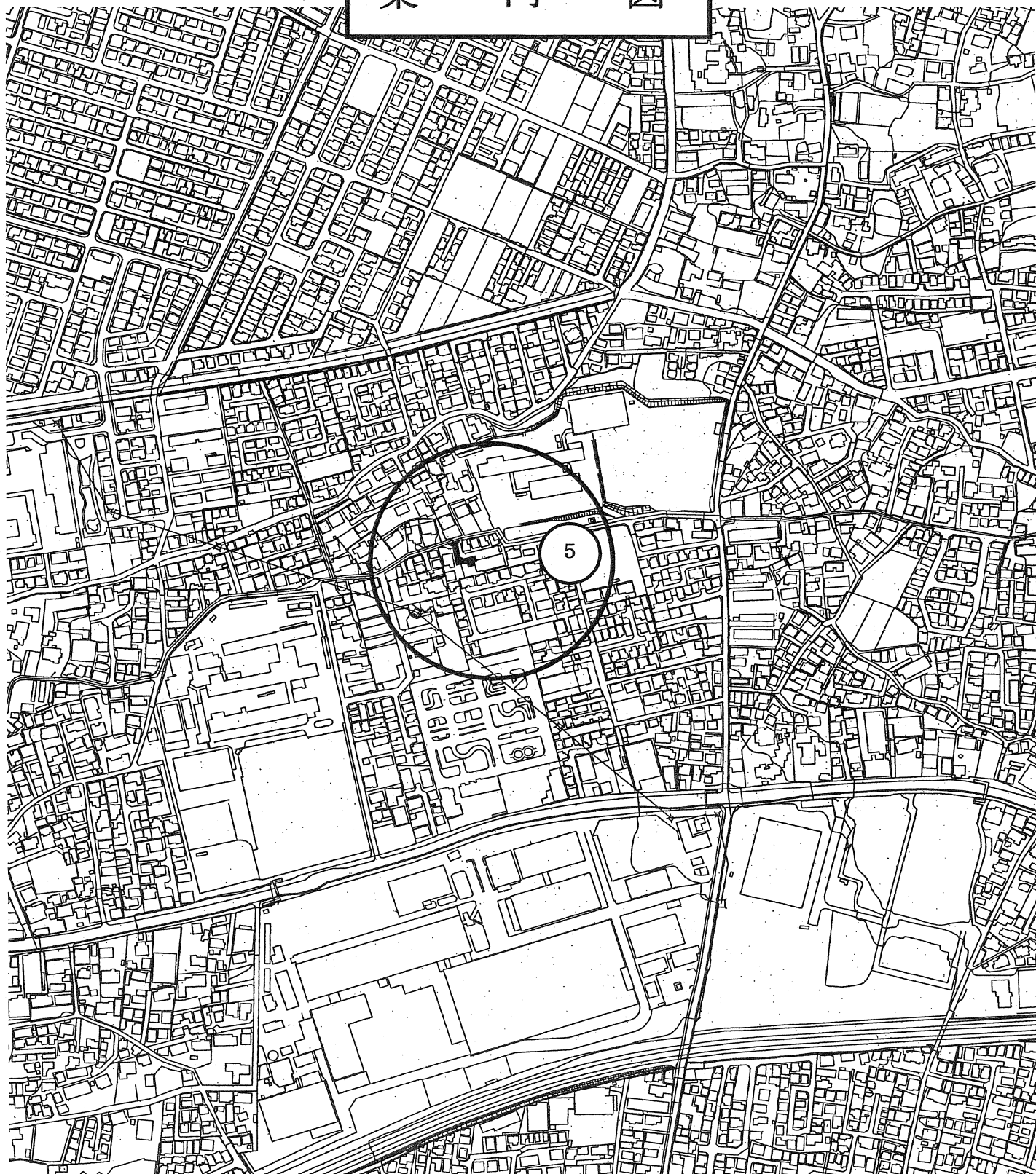
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	3519号線	本 村 三 丁 目 6809番18地先	本 村 三 丁 目 6809番544地先	m 48.63	4.50 m 5.02

提案理由

本案は、有限会社インテグラルが築造し、令和3年8月18日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図





市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年11月29日提出

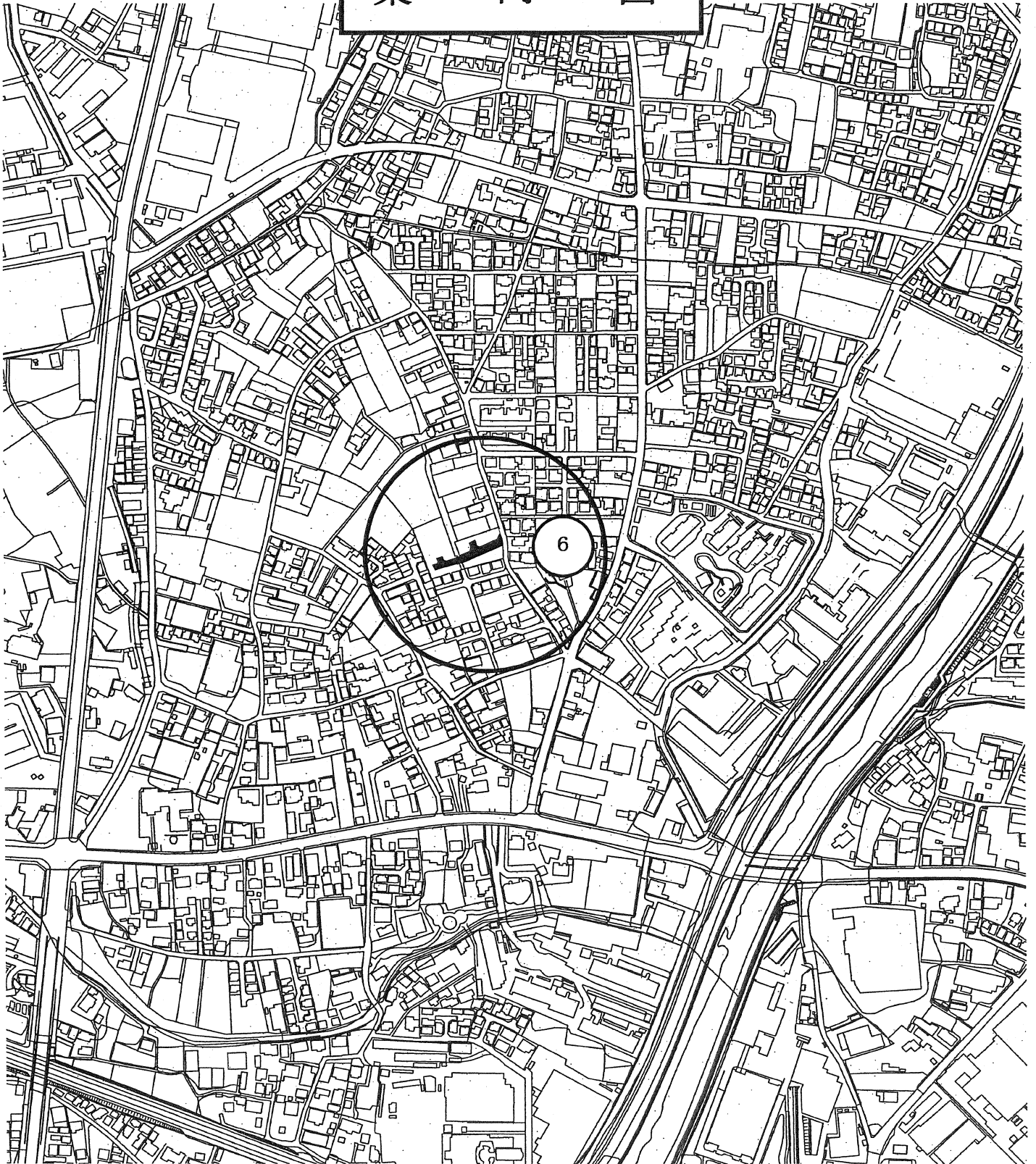
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	5789号線	今宿字北ノ窪 635番1地先	今宿字北ノ窪 635番14地先	m 72.17	4.51 m 4.72 [〜]

提案理由

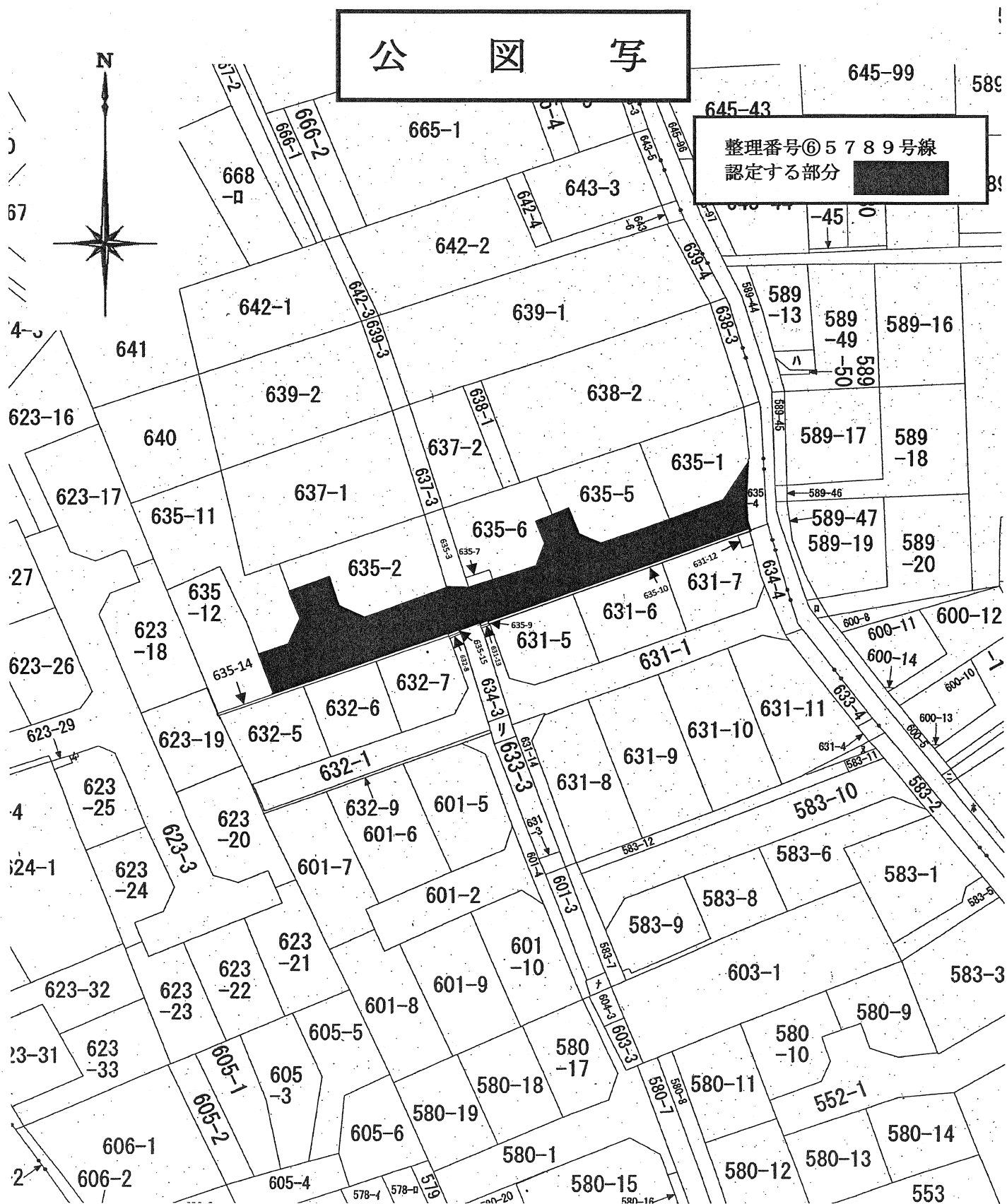
本案は、ホームポジション株式会社が築造し、令和3年9月2日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



寫 函 公

整理番号⑥5789号線
認定する部分



専決処分の報告について

次のとおり令和3年10月18日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金104,500円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和3年7月14日午後1時22分頃、南湖四丁目20番19号先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が走行中、対向車を避けるために車両を左側に寄せたところ、相手方のブロック塀に接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和3年10月21日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金94,260円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和3年8月12日午前11時10分頃、甘沼734番地1地先において、環境事業センター職員がごみ収集車を転回したところ、相手方のブロック塀に接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費相当額を賠償したものです。